4　資産課税

(一)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を次のとおりとした上、その適用期限を平成三一年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

(1)　住宅用家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第三条の規定による改正後の消費税法第二九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結期間	省エネルギー性・耐震性・バリアフリー性を備えた住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
平成二八年一〇月～平成二九年九月	三、〇〇〇万円	二、五〇〇万円
平成二九年一〇月～平成三〇年九月	一、五〇〇万円	一、〇〇〇万円
平成三〇年一〇月～平成三一年六月	一、二〇〇万円	七〇〇万円

(2)　右記(1)以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結期間	省エネルギー性・耐震性・バリアフリー性を備えた住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
～平成二七年一二月	一、五〇〇万円	一、〇〇〇万円
平成二八年一月～平成二九年九月	一、二〇〇万円	七〇〇万円
平成二九年一〇月～平成三〇年九月	一、〇〇〇万円	五〇〇万円
平成三〇年一〇月～平成三一年六月	八〇〇万円	三〇〇万円

(二)　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、教育資金の支払に充てた金銭の額が一定の金額以下のものについては、領収書等に代え、支払の事実を記載した一定の書類を取扱金融機関に提出することができることとした上、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の二関係）

(三)　次のとおり直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の三関係）

(1)　平成二七年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において二〇歳以上五〇歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）が、その直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するもの（以下「金銭等」という。）で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち一、〇〇〇万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

(2)　この特例の適用を受けようとする受贈者は、結婚・子育て資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託等がされる日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3)　この特例の適用を受ける受贈者は、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

(4)　取扱金融機関の営業所等は、右記(3)により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認し、その支払の金額及び年月日を記録するとともに、当該領収書等を受領した日から結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月一五日後六年を経過する日までの間、一定の方法により当該領収書等及び当該記録を保存しなければならない。

(5)　信託等がされた日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、当該死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（結婚・子育て資金のうち、結婚に関するものについては、三〇〇万円を限度とする。(7)において同じ。）を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該残額に対応する相続税額については相続税額の二割加算の対象としない。

(6)　結婚・子育て資金管理契約は、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

イ　受贈者が五〇歳に達したこと　当該受贈者が五〇歳に達した日

ロ　受贈者が死亡したこと　当該受贈者が死亡した日

ハ　結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合等において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと　当該結婚・子育て資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

(7)　右記(6)イ又はハに掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（右記(5)により相続又は遺贈により取得したものとみなされた額を含む。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の右記(6)イ又はハに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

なお、右記(6)ロに掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

(四)　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、その適用期限を平成三一年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の三関係）

(五)　非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条の七～第七〇条の七の四関係）

(1)　経営贈与承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限る。）には、その有しないこととなった日）以後に、当該経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の贈与をし、その贈与を受けた者が非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、当該経営承継受贈者の猶予中贈与税額のうち、その贈与を受けた者が当該納税猶予制度の適用を受ける特例受贈非上場株式等に対応する額を免除する。

(2)　経営承継期間内に経営承継相続人等が認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限る。）において、その有しないこととなった日以後に、当該経営承継相続人等が特例非上場株式等の贈与をし、その贈与を受けた者が非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、当該経営承継相続人等の猶予中相続税額のうち、その贈与を受けた者が当該納税猶予制度の適用を受ける特例受贈非上場株式等に対応する額を免除する。